

パブリックコメントに寄せられた意見等に対する回答

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
1	意見	P1 計画策定の趣旨中の「障害者基本法」の大幅な改正が行われ～転換が図られました。	この部分はとても良いと思います。重要であり、基本として押さえておきたい理念です。障がい者の定義は、障がい者基本法の条文を引用されているようですが、続く「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られた部分は、同法の2条2号で示されている社会的障壁についての条文を変換されたものとの理解でよいでしょうか。	そのとおりのご理解で結構です。	
2	意見	P8 総人口と障がい者手帳所持者数の推移の図	上段の表はいいのですが、後段の図の総人口は不要だと思います。総人口と比率の%のあらわし方・関係が不自然に感じられます。	上段の表は詳細の内訳を示し、下段のグラフは総人口に対する障がい者手帳所持者数の推移と割合のみを示しております。推移から障がい者手帳所持者数の増加傾向が見られることが一目で分かることからグラフも記載しております。	
3	意見	P11 有効期限内の精神障がい者保健福祉手帳所持者数	この意味がわかりません。P8に記載されている表中の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の数字と異なるので、どういうことなのか教えてください。ここに説明する必要があるのかないのかもあわせてお考えをお聞きしたいです。	あらためて確認したところ、P8の表並びにグラフ、P11及びP12のグラフが有効期限内の精神障がい者保健福祉手帳の所持者数となっていないことが判明したことから、該当するP8の表並びにグラフ、P11及びP12のグラフを修正し、P11の「※有効期限内の精神障害者保健福祉手帳所持者数」を削除します。	修正
4	意見	P30 5. 発達障がい者等に対する支援 (1) ペアレントトレーニングやSST(ソーシャルスキルトレーニング)等の支援等	現在、市では実施出来ていないある。 前述の2020年度の福祉計画のアンケート調査には、 P34 軽度知的障がいや知的障がいのない発達障がい、アスペルガー障がい、LD等何らかの支援は必要だが、放課後等にその場がない子どもたちが存在する。放課後等デイサービスではその子どもたちのニーズを賄うことは難しく、その子どもたちにあった居場所や学習支援の場が必要であると考える。 とある。上記の様な障害を持っている子ども達には、学習支援と	ソーシャルスキルトレーニング等の実践を行う放課後等デイサービスの利用など、社会資源を活用するとともに、支援体制の整備に努めます。	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
			共に、ソーシャルスキルトレーニングが必要である。 現状、ニーズが増えているのは明らかであり、支援体制を早期に整えるべきである。		
5	質問	P30 5. 発達障がい者等に対する支援 (2) ペアレントメンターについて	ペアレントメンターは、障がいのある子を育てる一般家庭の親であり、独自に活動場所を持っているわけではありません。関係機関との連絡調整の窓口や、研修等の場がなければ、活動することができませんが、市として、それらを、どのような場所で考えておられるのかお聞かせください。 山城南保健所圏域には現在、児童発達支援センターが無く、せっかくメンター登録の希望があっても、京田辺の支援センターまで出向く必要があれば、活動がしづらいことが考えられます。	ペアレントメンターにつきましては、ご意見のとおり活動の場が必要となるものと考えます。 活動の場として、現在のところ具体的な場所の調整はできておりませんが、今後発達障害者支援センター等と連携し、検討を進めます。	
6	質問		ペアレントメンターの人数として「※ペアレントメンター活動を希望すると回答した人数」 とありますが、市内全域でメンターを希望する方の人数でしょうか。数字「4」の根拠をお示しください。	ペアレントメンター活動を希望すると回答した人数は、京都府が主催する研修において、本市の受講者のうち、今後ペアレントメンター活動を希望すると回答した人数としています。	
7	質問		「実績と見込み量」の表のうち、見込み量はすべて「※ペアレントメンター活動を希望すると回答した人数」である、「4」となっていますが、 メンター活動をするには、一定の養成講座等を受講する必要があります。令和3年度より「4」人の活動を行うには、すでに研修等の準備が進んでいなくてはならないと考えます。本当に令和3年度より活動が可能な状況なのでしょうか。	ご意見のとおり活動場所の確保等の課題があることから、発達障害者支援センター等と連携し、検討を進めます。	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
8	意見	P45 (1) 日常生活支援事業 ①日中一時支援	<p>第5期木津川市障害福祉計画・第1期木津川市障害児福祉計画のアンケート調査の結果を見ると、以下のような声が上がっている。希望する利用者全員が日中一時支援のサービスを利用することが可能なのでしょうか。</p> <p>単価減算により利用可能な施設が減っているのではありませんか。</p> <p>「長期休暇中など、日中一時支援を利用する事業所が少なく、利用できる事業所も昼食を用意してもらえないこともあります、家で過ごすことが多い。」</p> <p>「放課後デイサービスの支給量の制限がかかり、日中一時支援、移動支援も単価が下げられて利用できる事業所が減り、使いにくくなったり。1人で外出ができない者が外出しにくくなっている。」「生活介護等と同日に日中一時支援を受ける場合、他の法人の事業所でないと支給単価が低くなったり、親の知らないところで、事業所にしづ寄せが行っているのではないか。」</p>	<p>日中一時支援につきましては、1時間あたりの報酬単価1,000円として単価設定を行っておりましたが、その単価では日中一時支援単独で事業を維持することが難しいとの声があったことから、平成29年4月より、1時間あたりの単価1,400円(上限8,400円)に改訂しました。また、生活介護などの日中活動系サービスは、規定により、サービス提供時間を延長した場合は、本体報酬に加え、延長支援加算の報酬算定対応が可能であることから、障害福祉サービス等報酬算定基準に準じ、日中活動系サービスと同一日の同一法人において、日中一時支援を利用する場合は、単価を延長支援加算と同程度の単価とする改定を行いました。</p> <p>その結果、ご意見にも記載されているように、アンケート調査結果等でその影響に関する意見も出されていることから、実態の把握と、より利用者が使いやすい制度に向けて、改定等を視野に検討を行っていきます。</p>	
9	意見	P47 障がい児通所支援、障がい児相談支援等の説明の内容	<p>児童発達支援について、誰にがないうが、未就学児と限定していないと解釈してよいですか。</p> <p>保育所等を訪問しについて、等には幼稚園、小学校が含まれると解してよいですか。</p> <p>障がい児相談支援の内容はおかしくないですか。障がい児が助言等を行うと読みますが。</p>	<p>児童発達支援については未就学児を対象とするサービスの説明であり、未就学児に限定しています。</p> <p>保育所等訪問支援については、お見込みのとおり幼稚園、小学校も含まれます。</p> <p>障がい児相談の内容については、ご指摘のとおりであり、「障がい児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス」に修正します。</p>	修正

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
10	提案	P48 児童発達支援の見込み	令和3年、4年、5年とも数字が80と変わらないのは、どういう根拠でしょうか。	あらためて精査・検討した結果、児童発達支援の見込みの数字を変更し、「人／月」については、令和3年度を「84」、令和4年度を「85」、令和5年度を「86」に、「人日／月」については、令和3年度を「513」、令和4年度を「514」、令和5年度を「515」に修正します。	修正
11	提案	P48 放課後デイサービス、障がい児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携し、適切な提供体制の構築を図ります。	適切な提供体制の適切とは、どのような意味でしょうか。ご説明をしてください。	障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う事業所の充実を図り、適切に受けられる体制を構築していく方向性を示しています。	
12	提案	P49 実績と見込み量の表	表題が子ども子育て支援となっており、文中に障がい児の利用ニーズとあるので、おそらくその人数だと思われますが、わかりにくいのでは。 また、地域型保育事業の実績の0は間違いではないですか。ご確認してください。なぜ見込みも0なのでしょうか。	説明文の6行目の「その見込み量を次のように設定します。」を「障がい児の受入れ人数の見込み量を次のように設定します。」に変更します。 また、実績と見込み量の表については、加配の対象となる児童数を記載しておりますが、地域型保育事業については、障がいのある児童の受け入れた実績の人数に記載を変更することとし、令和2年度の実績を「2」、令和3～5年度の見込みを「3」に修正します。	修正
13	質問	P54 当事者・支援団体アンケート	関係団体への調査をされているようですが、なぜパブコメに記載されていないのですか。計画にどう反映されているのか確認できないのでは。	昨年度、「第3次木津川市障害者基本計画支えあいプラン」を作成したところであります、その際には障害のある人へのアンケートを実施し、その結果の概要を計画に記載させていただいております。今回の計画策定について、あくまで計画策定の一環として関係団体への現状調査や意見等をお伺いし	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
				たところであり、ご意見については策定委員会を含めて、計画策定の参考にさせていただいております。	
14	提案	P54 2020年パブリックコメント実施	2021年の間違いですね。	ご指摘のとおり修正します。	修正